

主 文

原略式命令を破棄する。

被告人を罰金 10 万円に処する。

上記罰金を完納することができないときは、金 5000 円を 1 日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

理 由

原略式命令は、「被告人は、第 1 公安委員会の運転免許を受けないで、平成 13 年 11 月 26 日午後 5 時 37 分ころ、大阪府高石市 a b 丁目 c 番付近道路において、普通乗用自動車を運転した、第 2 上記日時場所先交差点において、信号機の表示する赤色の灯火信号に従わないで、上記普通乗用自動車を運転して通行した、第 3 運転免許を亡失したことにより、大阪府公安委員会からその再交付を受けたものであるが、亡失した免許証を平成 13 年 7 月ころ発見したのに、すみやかに住所地を管轄する公安委員会に返納しなかったものである。」との事実を認定し、第 1 の事実につき平成 13 年法律第 51 号による改正前の道路交通法 118 条 1 項 1 号、64 条を、第 2 の事実につき道路交通法 119 条 1 項 1 号の 2、7 条、4 条 1 項、同法施行令 2 条 1 項を、第 3 の事実につき上記改正前の道路交通法 121 条 1 項 9 号、107 条 1 項 3 号をそれぞれ適用した上、被告人を罰金 21 万 9000 円に処し、そのまま確定した。しかし、上記第 1、第 2、第 3 の各罪に係る罰金刑の法定刑は、それぞれ 10 万円以下、5 万円以下、2 万円以下であったから、刑法 45 条前段、48 条 2 項により併合罪処理をした場合における罰金刑の処断刑は、17 万円以下であった。したがって、その上限を超える罰金刑を科した原略式命令は、明らかに法令に違反しており、かつ、被告人のため不利益である。

よって、刑訴法 458 条 1 号により、原略式命令を破棄し、被告事件について更に判決することとし、原略式命令が確定した各事実に原略式命令が適用した各法令

を適用し（刑種の選択を含む。）、上記処断刑の範囲内で被告人を罰金10万円に
処し、換刑処分につき刑法18条を適用し、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり
判決する。

検察官福本孝行 公判出席

(裁判長裁判官 深澤武久 裁判官 横尾和子 裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 泉
徳治 裁判官 島田仁郎)